

## 南伊豆町地域公共交通会議の概要について

---

### 1 設置目的

地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づく会議です。

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置するものです。

### 2 協議事項

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### 3 南伊豆町地域公共交通会議の構成員

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 社団法人静岡県バス協会
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 静岡県下田土木事務所長又はその指名する者
- (7) 静岡県警察下田警察署長又はその指名する者
- (8) その他交通会議の運営上必要と認める者

### 4 会議運営

交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が可否を決定します。

### 5 その他

協議結果については町ホームページで公表します。過去の協議結果や取り組み内容についても公表しています。